

院内感染防止対策に関する取組事項

【院内感染対策に係る基本的な考え方】

- 全職員は病院感染対策マニュアルを遵守し、患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するため、全ての患者が感染症を保持し、且つ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「標準予防策（スタンダードプリコーション）」の観点に基づいた医療行為を実践する。
- 当院に関わる全ての対象者（患者、患者の家族、職員、訪問者など）を病院感染から防御するべく感染管理組織を整備し、サーベイランスを核に感染管理プログラムを 作成・実行する。
- 院内感染対策活動の必要性、重要性を全職員に周知徹底し、院内共通の課題として、積極的な取り組みを行う。

【院内感染対策に係る組織体制、業務内容】

■院内感染対策委員会

感染対策委員会は、病院長の諮問委員会であり、感染対策に関する意思決定機関である。千葉西総合病院で定める「院内感染対策委員会規約」に基づき、委員会を設置する。

- ・1か月に1回程度の定例委員会を開催する。委員長もしくは委員の過半数が必要と認めた場合は、臨時に委員会を開催する。
- ・感染対策チーム（ICT）の報告を受け、その内容を検討した上でICT活動を支援するとともに、必要に応じて各部署に対して委員長名で改善を促す。
- ・院内における感染症の発生状況、微生物および耐性菌の分離率サーベイランスに関する報告を受ける。
- ・院内感染対策に関する器材の変更ならびに対策変更に対する審議・承認を行う。

■感染対策チーム（以下、ICT）

ICTは院内感染対策を充実させるための体制の強化を図り、その実践的な活動を組織横断的に行うための機関である。構成員は委員長（医師）、看護師（院内感染管理者）、臨床検査技師、薬剤師、事務とする。

- ・24時間体制で感染対策に関する医療上、看護上のアドバイスを行う。
- ・院内感染関連検出菌の監視と介入を行う。
- ・抗MRSA薬、カルバペネム系薬などの抗菌薬適正使用推進と指導を行う。
- ・アウトブレイク、種々の感染症発生に対し、可及的速やかな対応策を講じる。
- ・感染制御に対する職員の教育を行う。
- ・サーベイランスを積極的に行い、結果を現場にフィードバックし感染率の低減を図る。
- ・院内ラウンドを毎週1回程度行い、感染対策の浸透、改善を行う。
- ・院内感染対策マニュアルの作成、見直し、改訂を適時行い職員に徹底する。
- ・環境衛生、器具導入、病院建築などの問題を検討する。
- ・感染対策小委員会の運営にあたる。
- ・地域連携病院とのカンファレンスを定期的に開催し、各々の施設における感染対策の評価、改善につなげる。
- ・職業感染防止（各種ワクチン接種プログラム立案・実施、針刺し防止対策等）を行う。

■感染対策小委員会

感染対策小委員会は、院内感染対策強化のため、各所属部署から選出された委員で構成される。委員は各部署の感染対策担当者として、同部署職員に連絡事項を確実に周知し、院内感染対策を部署内に確実に浸透させる。

- ・各部署での院内感染対策の遵守。
- ・各部署の院内感染事例等をICTへ速やかに報告・相談する。
- ・院内感染対策マニュアルの遵守状況の把握を行う。
- ・ICT指導の下、院内感染対策マニュアルの改訂を行う。
- ・ICTへ医療関連感染サーベイランスの情報提供を行う。
- ・職業感染防止を行う。感染対策上必要な知識・技術を習得し、同部署職員への教育を行う。同時に勉強会への参加を促す。不参加者の把握をする。

■院内感染管理者の業務内容

院内感染管理者は感染対策に関わる適切な研修を受けた看護師とする。ICTの一員として病院内外における感染対策の体制整備・教育・調整等を行う。なお業務内容はICTに準じる。

■院内感染対策に関する職員研修

病院感染管理の基本的な考え方及び標準予防策、感染経路別予防策、職業感染対策をはじめとする病院感染防止の具体策を全職員に周知徹底し、職員個々の病院感染対策に関する意識と技術の向上を図ることを目的とし、ICTが全職員を対象とし、年2回以上開催する。

【抗菌薬適正使用のための方策】

■目的と権限

抗菌薬適正使用支援チーム（以下、AST）は、感染対策委員会と独立した組織である。

院内における感染症治療の早期モニタリングと、臨床微生物検査および抗菌薬の適正使用を推進していくチームとして以下の一定の権限を持つ。

- ・院内を部署および診療科を横断的に動き、必要な指示・指導が出来る。
- ・抗菌薬適正使用において必要な場合、倫理的配慮に基づきカルテなどを閲覧し情報収集出来る。
- ・抗菌薬適正使用における指導・指摘を行った部署および診療科に対して、改善事項について書面での提出を求めることができる。
- ・AST活動及び会議にメンバー以外の者を出席させ、必要な事項について説明を求め、意見を聴取することができる。

■ASTの業務

- ・広域抗菌薬などの特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症などの感染症兆候がある患者（主として血液培養陽性例）、免疫抑制状態（主としてFN、ICU患者で特定抗菌薬投与例）のモニタリングを実施し対象患者を抽出する。また、対象患者の選定については院内の抗菌薬使用状況、感染症患者動向等を考慮し、必要に応じて選定の変更を行う。
- ・対象患者において、適切な微生物検査・血液検査・画像検査などの実施状況が行われているか、および抗菌薬適正使用状況を経時的に評価し必要に応じて随時、担当医にフィードバックする。
- ・施設内のアンチバイグラムを作成し、微生物検査・臨床検査が適切に利用可能な体制を整備し、検体採取が適切に行われているかを監視する。
- ・施設内アンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適切に利用可能な体制を整備する。
- ・抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などプロセス指数および耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指数を定期的に評価する。
- ・抗菌薬適正使用を目的とした研修を年2回、職員に実施する。
- ・抗菌薬使用に関するマニュアルの作成。
- ・当院で使用可能な抗菌薬の種類、用量について定期的に見直し、必要性が低い抗菌薬について中止を提案する。
- ・感染対策委員会で院内の抗菌薬の適正使用状況について報告する。
- ・ASTが設置されていない病院から抗菌薬適正使用に関する相談を受ける
- ・外来における急性気道感染症および急性下痢症の患者並びに当該患者に対する経口抗菌薬の処方状況を把握する。
- ・その他、抗菌薬適正使用に関すること。

【他の医療機関等との連携体制】

- ・松戸健康福祉センター（松戸保健所）
- ・松戸市医師会
- ・医療法人社団 博翔会 五香病院
- ・若葉ファミリー 常盤平駅前内科クリニック
- ・キッコーマン総合病院
- ・公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団 松戸ニッセイ聖隷クリニック

当院は上記医療機関等と連携体制を構築し、地域の感染症対策に取り組んでいます。